

国保運営方針改定の主な内容と見直しの方向性（案）

資料 1 - 2

今回は中間見直しであるため、第3期岐阜県国民健康保険運営方針（以下「現行方針」という。）を基本としつつ、国が示した都道府県国民健康保険運営方針策定要領（R8.1版及びR8.6版）の改定内容を反映する方向で見直しを行う。

現行方針の該当箇所		国策定要領改定内容	見直しの方向性	現行方針 頁数
第1章 国民健康保険の 医療に要する費 用及び財政の見 通し	3 赤字削減・解 消の取組	<u>「保険料水準統一加速化プラン」において、次期国保運営方針期間（令和12～17年 度）の中間年度（令和15年度）までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標としていることから、遅くとも令和17年度までに赤字を解消できるよう、令和18年度以降を解消予定年次としている市町村に対し、目標年次の前倒しについて助言等を行う。（R8.6版）</u>	赤字を一般会計からの法定外繰入で補填することは本来徴収すべき保険料を低く抑えている状況であるため、完全統一までには解消する必要がある。令和7年度決算時点で赤字補填を目的とした法定外繰入を実施している市町村はないが、今後発生した場合の備えとして赤字対策を明記する。	7
		以上を踏まえ、国保運営方針には、下記の事項を記載する。 ・ 都道府県全体としての、法定外繰入等の解消目標予定年度 <u>※特に保険料水準統一を念頭に、現行計画の見直しを検討する。（R8.6版）</u>		8
	4 財政安定化基金の運用	<u>※ 健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第○号）により、本体基金分についても、令和9年度以降、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取り崩すことが可能となる。（R8.6版）</u>	本体基金分の取り崩しの条件等については国から政令で示されることになっているため、その内容を明記する。 ※現時点の判明事項 ①保険料抑制のための取崩しを認める ②従来の積戻し期間（3年間）よりも長い期間での積戻しを可能とする ※必要に応じて基金設置条例を改正	8～9

現行方針の該当箇所		国策定要領改定内容	見直しの方向性	現行方針 頁数
第2章 市町村における 保険料(税)の標準 的な算定方法及 びその水準の平 準化に関する事 項	1 保険料(税)の 賦課状況		子ども・子育て支援金制度に関することは確定済のため、子ども分の賦課状況を追記する。	10～11
	2 市町村ごとの 納付金の算定方法	(医療分、後期高齢者支援金分及び、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分についてそれぞれ定めることが考えられる。)(R8.1版)	子ども・子育て支援納付金について、令和7年度の連携会議で市町村と合意した内容(医療費指数を反映させないこと)を追記する。	12
	3 市町村標準保 険料率の算定方法		子ども・子育て支援金分の市町村標準保険料率の算定方法について、令和7年度の連携会議で市町村と合意した内容(3方式)を追記する。	15
	4 将来的な保険 料水準の統一化	国として各都道府県の保険料水準の統一に向けた取組を支援するため、「保険料水準の統一加速化プラン」を作成しており、令和11年度(令和12年度保険料算定)までに、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すとともに、次期国保運営方針期間(令和12～17年度)の中間年度(令和15年度)までに「完全統一」に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度(令和18年度保険料算定)までの移行を目標としている。(R8.1版、一部R8.6版)	・保険料水準統一の手順・工程表に完全統一実現に必要な手順等を追加した案を作成し、何年度ならば完全統一を実現可能かを検討し、目標年度を設定する。 ・設定した目標年度に完全統一を実現するため、工程表詳細版に必要な項目を追加・改定する。併せて既存の項目についても内容の更新を行う。	17
		市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、国保運営方針期間の中間年度(令和15年度)までに、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい。(R8.1版)	・手順・工程表及び工程表詳細版の内容を運営方針の統一の進め方やイメージ図等に反映する。 ・その他、策定要領R8.6確定版に追加される内容があれば反映する。	17
第3章 市町村における 保険料(税)の徴収 の適正な実施に 関する事項	2 収納対策	その際、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、従来の短期被保険者証が廃止となったこと、外国人被保険者に対しては制度を理解いただくための取組も重要であること等に留意する。(R8.6版)	・従来の短期被保険者証は廃止になったが、政府は令和7年8月15日付けの答弁書において、「従来の短期被保険者証と同様、通常よりも有効期限の短い資格確認書を交付することが望ましいものと考えている」と答弁している。このため、各市町村で有効期限の短い資格確認書が発行されているのか確認し、県として実行すべき対策を運営方針に追記する。 ・外国人被保険者への対応については、各市町村の実態を確認したうえで、県全体で実施すべき周知施策を追記する。	22～23

現行方針の該当箇所		国策定要領改定内容	見直しの方向性	現行方針 頁数
第4章 市町村における 保険給付の適正 な実施に関する 事項		※記載なし	各記載事項の時点更新を行う。	
第5章 医療費の適正化 の取組に関する 事項	1 医療費水準格 差の分析（「見え る化」）と効果的 な施策の推進	<u>都道府県は、市町村がデータヘルス計画を通じて効果的かつ効率的な保健事業を実施することができるよう、国保連等と連携して、市町村を支援する必要がある。効果的・効率的な保健事業の実施に向けては、共通の評価指標の設定や成果につながりやすい保健事業（方法・体制）の整備等の更なる標準化の推進が考えられる。</u> (R8.6版)	・厚生労働省主催「自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国民健康保険団体連合会の役割強化に関する会議」において市町村が担う事務の標準化、一括受託を推進するための方策として、事務の標準化等に関する考え方を示すこと、支援期間を設けて集中的に取組みが図られるようにすることが示されている。	27
		<u>さらに、県内市町村の健康課題の分析結果や共通の評価指標を含む健康づくり施策の方向性を示すとともに、都道府県内の保健事業の成果等について、知見を収集・分析・評価した上で県内市町村と共有すること等の支援も重要である。</u> (R8.6版)	この方針に基づき、県が定期的な意見交換の場を設け、県・市町村・国保連により受託事務の標準化・一括受託について検討を進めていく。 なお、意見交換の場については、連携会議など既存の会合などの活用について検討する。	27
	2 具体的な取組 内容	<u>市町村間の調整を図った上、国民健康保険団体連合会等に一括して委託して行う医療費の適正化に向けた取組や、市町村における事務負担軽減に向けた委託可能な業務についても必要に応じて記載する。</u> (R8.6版)	・同会議資料で国保連は「データ分析支援等」の役割を担うこととされているため、国保連の受託可能業務を把握し、市町村ニーズとのマッチングを検討していく。	27～32

現行方針の該当箇所		国策定要領改定内容	見直しの方向性	現行方針 頁数
第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	1 事務の標準化・統一化	<u>標準準拠システムへの移行が令和8年度（2026年度）以降とならざるを得ないことが具体化したシステムについては、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁が、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされている。（R8.6版）</u>	・令和7年度中にシステム導入が完了していない市町村に対する支援について運営方針に盛り込む。	33
		<u>市町村では、人口減少の影響等により、一般行政職員、保健師を含めた人材不足が深刻化しており、将来的に、保険者としての事務の実施に支障を来すおそれがある。（R8.6版）</u>		
	2 事務の共同化	<u>そのほか、国において、都道府県国民健康保険団体連合会の役割を強化し、自治体支援の持続可能なモデルの構築を検討するため、自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国民健康保険団体連合会の役割強化に関する会議を開催し、令和8年3月に中間とりまとめを公表した。（R8.6版）</u> <u>また、市町村が担う事務の標準化、広域化及び効率化に向けた取組については、市町村における人材不足が深刻化していくことを踏まえ、都道府県が市町村支援の重要性を認識した上で、取組の推進役として、企画立案し、市町村間及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の調整を図った上、国保連等に委託すること、地域ごとに一部事務組合や広域連合を設立して実施すること、あるいは都道府県が事務を受託して直接行うことが考えられる。なお、都道府県は、市町村から事務負担軽減に関する要望等があった際に、必要な助言及び支援を行うなど積極的な役割を果たすことが求められる。（R8.6版）</u>	5章分と合わせて対応する。	33
		<u>市町村が担う事務の標準化、広域化及び効率化を進める上で、国保連への委託による市町村事務の共同実施が有効な方策の一つとなるが、これを進めるために、都道府県と市町村、国保連が定期的に意見交換できる場を設置し、市町村の意向・要望、国保連の体制や考え方を踏まえた検討を行うことが考えられる。</u> <u>なお、意見交換の場については、都道府県における新たな会議体の立上げは必ずしも必要ではなく、現在、開催されている都道府県の会議又はそれに併設して行う会議等に、国保連が議題に応じて参加することや、国保連において意見交換の場を設置することも考えられる。（R8.6版）</u>		33

現行方針の該当箇所	国策定要領改定内容	見直しの方向性	現行方針 頁数
第 7 章 保健医療サービ ス・福祉サービ スとに関する施 策との連携に関 する事項	※記載なし	各記載事項の時点更新を行う。	
第 8 章 施策の実施のた めに必要な関係 市町村相互間の 連絡調整等に関 する事項	※記載なし	修正箇所なし。	

保険料水準統一の手順・工程表

R8.2修正版

